

入 札 説 明 書

令和 8 年 9 月 1 0 日千葉市公告第 7 0 8 号により公告した令和 8 年生活のしづらさなどに関する調査業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託名 令和 8 年生活のしづらさなどに関する調査業務委託

(2) 委託業務内容

ア 調査員派遣及び調査の実施

イ コールセンター運営業務

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで

(4) 履行場所

ア 調査員派遣及び調査の実施

厚生労働省が指定する調査対象世帯住所地

イ コールセンター運営業務

受託者の事業所（あらかじめ発注者の承認を得た場所）

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者

イ 当該入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 6 0 年 8 月 1 日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和 6 0 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(2) 令和 8 ・ 9 年度千葉市物品又は委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(3) 令和 3 年度から令和 7 年度までに、官公庁又は一般企業等における同種の人材派遣業務の履行実績を有するもの。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加

資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

公告の日の翌日から令和8年9月16日（水）まで

（持参による場合は日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで。郵送による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに後記9の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。）

(2) 提出場所 千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 確認通知 令和8年9月18日（金）までに入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 仕様書等に関する質問の受付

(1) 受付期間 令和8年9月18日（金）から令和8年9月25日（金）午後5時00分までに後記9の契約事務担当課へ持参又はファクシミリ若しくは電子メールにより提出すること。

(2) 質問に対する回答期限 令和8年9月29日（火）までにファクシミリ又は電子メールにて回答する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和8年9月30日（水）午後1時00分

場 所 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟3階 L302会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きし、後記9の契約事務担当課宛とし、令和8年9月29日（火）午後5時までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は総価入札で行う。

また、入札金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含め見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ委任状を提出すること。

書類の提出がない場合又は内容が不明瞭である場合は、当該入札を無効とする。

(5) 入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

電話 043-245-5175